補助金								

」に改め、様式第7中「(1)」及び「(2)事業費①は原子力・エネルギーに関する教育の推進の事業費、事業費②は高等学校における原子力人材育成の推進の事業費を記載する。」を削る。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から実施する。

○厚生労働省告示第九十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表六十八の項使用目的、効能又は効果の欄中「静脈に穿刺し、真空採血管を用いた」を「真空採血管を用いた静脈からの」に改め、同表百一の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

注射筒に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。	1	T〇六〇一―一	

別表百二の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

輸液セット等に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。	1	T〇六〇一―一	

別表百三の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

注射筒又は輸液セット等に接続し、注射用医薬品の注入又は血液若しくは体液等の採取に用いること。	1	T〇六〇一―一	

別表に次のように加える。

五百六十九	1	核医学診断用リング型ＳＰＥＣＴ装置	T〇六〇一―一
五百七十	1	ＲＩ動態機能検査装置	T〇六〇一―一
五百七十一	1	核医学装置用手持型検出器	T〇六〇一―一
五百七十二	1	肺換気機能検査用テクネガス発生装置	T〇六〇一―一
五百七十三	1	フィルム読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇一―一
五百七十四	1	電子管出力読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇一―一

五百七十五	1	放射線薬剤投与装置	T〇六〇一―一
五百七十六	1	容積補償式血圧計	T〇六〇一―一
五百七十七	1	中心・末梢静脈血圧モニタ	T〇六〇一―一
五百七十八	1	長時間血圧記録用データレコーダ	T〇六〇一―一
五百七十九	1	眼底血圧計	T〇六〇一―一
五百八十	1	血圧脈波検査装置	T〇六〇一―一
五百八十一	1	超音波聴診器	T〇六〇一―一
五百八十二	1	脳磁計	T〇六〇一―一
五百八十三	1 2	熱希釈心拍出量計 サーマルコイル付熱希釈心拍出量計	T〇六〇一―一
五百八十四	1	色素希釈心拍出量計	T〇六〇一―一
五百八十五	1	インピーダンス心拍出量計	T〇六〇一―一
五百八十六	1	動脈圧心拍出量計	T〇六〇一―一
五百八十七	1	パルスカンター心拍出量計	T〇六〇一―一
五百八十八	1	睡眠評価装置	T〇六〇一―一
五百八十九	1	超音波血流計	T〇六〇一―一
五百九十	1	超音波ドプラ血流測定装置	T〇六〇一―一

五百七十五		陽電子放出型コンピュータ断層撮影に使用される放射性医薬品又は放射性薬剤の投与に用いること。	
五百七十六		動脈血圧を非観血的に測定すること。	
五百七十七		中心静脈圧又は末梢静脈圧を観血的に測定し、記録すること。	
五百七十八		血圧又は心拍を長時間測定し、記録すること。	
五百七十九		眼内の血流量の変化から眼底の血圧を測定すること。	
五百八十		非観血血圧、心電図、心音図、脈波図等を測定し、動脈の伸展性又は下肢血管の血流障害の検査に用いること。	
五百八十一		超音波を用いて血流音を検出すること。	
五百八十二		脳から発生する磁気又は磁気源を計測すること。	
五百八十三		熱希釈法により、心拍出量を測定すること。	
五百八十四		色素希釈法により、心拍出量を測定すること。	
五百八十五		胸郭インピーダンスの変化から心拍出量を測定すること。	
五百八十六		動脈圧波形の変化から心拍出量を測定すること。	
五百八十七		パルスカンタ法により、心拍出量を測定すること。	
五百八十八		睡眠中の生体信号を記録すること。	
五百八十九		超音波を用いて血流の速度から血流量を測定すること。	
五百九十		超音波を用いて血流の速度を体表面から測定すること。	

五百七十	1	ＲＩ動態機能検査装置	T〇六〇一―一
五百七十一	1	核医学装置用手持型検出器	T〇六〇一―一
五百七十二	1	肺換気機能検査用テクネガス発生装置	T〇六〇一―一
五百七十三	1	フィルム読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇一―一
五百七十四	1	電子管出力読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇一―一

五百六十九		体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること（Ｘ線による画像情報を診療のために提供することを除く。）。	
五百七十		体内の放射性同位元素濃度の時間的変動を測定及び記録すること。	
五百七十一		患者に投与した放射性医薬品から放出される放射線を検出すること。	
五百七十二		テクネガスを発生させるために用いること。	
五百七十三		Ｘ線フィルムに記録された画像を読み取り、画像情報を診療のために提供すること。	
五百七十四		Ｘ線パターンをＸ線蛍光増倍管で撮像し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。	